

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ 三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認 ..... スポーツ振興室 1頁

### お 知 ら せ

平成19年12月11日付け三重県公報第1940号に、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第852号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の一部改定を次のとおり承認しました。

平成19年12月11日

三重県知事 野 呂 昭 彦

- 1 指定管理者  
財団法人三重県体育協会  
理事長 田中敏夫
- 2 施設の名称及び利用料金の額
  - (1) 三重県営総合競技場
    - ア 総合競技場の施設
      - (ア) 個人利用の場合

区 分		単 位	金 額 (円)
陸上競技場	小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	1人1時間につき	60
	その他の者	1人1時間につき	120
補助競技場	小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	1人1時間につき	30
	その他の者	1人1時間につき	60
トレーニングセンター	高校生	1人2時間につき	110
		回数券11回分	1,100
		1か月券	1,000
		3か月券	2,700
	その他の者（小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者を除く）	1人2時間につき	230
		回数券11回分	2,300
		1か月券	2,200
		3か月券	6,000

イ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

区 分	設備器具名	単 位		金額 (円)
体育館	温水シャワー	専用利用 1 日につき	アマチュアスポ - ツ	1,150
			その他	1,780
		1 人 1 回につき		100
陸上競技場	温水シャワー	専用利用 1 日につき	アマチュアスポ - ツ	1,150
			その他	1,780
		1 人 1 回につき		100

(イ) 陸上競技用器具

品 名	単位 (1 日当たり)	金額 (円)
走り幅とび用器具	1 式	330

(2) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン

ア 庭球場

(ア) 施設

区 分			単 位	金額 (円)
センターコート	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポ - ツに利用する場合	1 面 1 時間につき	600
		児童生徒等 その他の者		1,200

(イ) 設備

区 分			金額 (円)
照明灯	センターコート	アマチュアスポ - ツに利用する場合	全灯 1,000
			半灯 500

イ 体育館

(ア) 設備及び器具

区 分			金額 (円)
温水シャワー	アマチュアスポ - ツ	専用利用 1 日につき	1,500
	その他		2,000
	1 人 1 回につき		100

3 利用料金の承認年月日

平成19年11月30日

4 利用料金の適用年月日

平成20年4月1日